

# 議 案

第 4 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 5 年 1 1 月 2 8 日提出

第4回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
93	令和5年度玉名市一般会計補正予算（第5号）	市長
94	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	市長
95	令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市長
96	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	市長
97	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）	市長
98	令和5年度玉名市水道事業会計補正予算（第2号）	市長
99	令和5年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	市長
100	令和5年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）	市長
101	玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
102	玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
103	玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
104	玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
105	玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
106	玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	市長
107	玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市長
108	玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	市長
109	玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について	市長
110	指定管理者の指定について	市長
111	指定管理者の指定について	市長
112	指定管理者の指定について	市長

113	指定管理者の指定について		市長
114	普通財産の無償譲渡について		市長
115	普通財産の無償譲渡について		市長
116	工事請負契約の締結について		市長
117	人権擁護委員候補者の推薦について		市長
報告13	専決処分の報告について	専決第11号	市長

## 議第101号

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

玉名市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

## 議第102号

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

提案理由 玉名市長等の給与に関する条例（平成17年条例第44号）の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第103号

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市長等の給与に関する条例（平成17年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 玉名市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市長等の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、市長及び副市長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第104号

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市教育長の給与に関する条例（平成17年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市教育長の給与に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

議第105号

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100）」を「100分の105）」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

第17条の2第1項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に、「第44条」を「第26条の8」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第16条関係）

給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円



1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600

30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		

88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600		
95		296,200	344,100		
96		296,600	344,500		
97		296,800	344,700		
98		297,100	345,100		
99		297,500	345,500		
100		297,900	345,800		
101		298,100	346,100		
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			
115		302,300			
116		302,700			

	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円 188,700	円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

第2条 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 55歳を超える職員の第1項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した職員に限り規則で定める基準に従い行うものとする。

第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の玉名市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)別表第1の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項第1号及び第2号の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の玉名市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由 国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため、条例の整備を図るものである。

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険税条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第26条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第26条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の



年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

## 議第107号

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市印鑑条例の一部を改正する条例

玉名市印鑑条例（平成17年条例第110号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「第3項第1号」を「前項第1号」に改め、同条第6項中「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により利用者証明用電子証明書の提供を受けている者に限る。）」を削り、「個人番号カードをいう」を「個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第108号

玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

玉名市立小中学校設置条例（平成17年条例第163号）の一部を次のように改正する。

別表中

「  
| 玉名市立大浜小学校 | 玉名市大浜町2100番地 |  
| 玉名市立豊水小学校 | 玉名市小野尻373番地 |  
」

を

「  
| 玉名市立大豊小学校 | 玉名市大浜町2100番地 |  
」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部改正）

2 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

別表小規模体育館の項中「大浜小学校、豊水小学校」を「大豊小学校」に改める。

提案理由 玉名市立大豊小学校の開校に伴い、条例の整備を図るものである。

議第109号

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市浄化槽施設条例の一部を改正する条例

玉名市浄化槽施設条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、本市が行う浄化槽の適正な設置及び維持管理等の推進並びにこれらに関する費用負担等について」を削り、「基づき」の次に「本市が設置する公共浄化槽（以下「浄化槽」という。）の管理に関し」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）において使用する用語の例による。

第5条から第8条までを削る。

第9条の見出し中「使用開始等の」を削り、同条第1号中「開始し、休止し」を「休止し」に改め、同条を第5条とする。

第10条第2項中「以下同じ。」を削り、同条を第6条とする。

第11条第1項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第3項中「開始し、休止し」を「休止し」に改め、同条第6項中「開始し、又は」を削り、同条を第7条とする。

第12条中「分担金及び」を削り、同条を第8条とする。

第13条中「分担金及び」を削り、「これらの」を「その」に改め、同条を第9条とする。

第14条を第10条とする。

第15条中「設置及び」を削り、同条を第11条とする。

第16条を第12条とし、第17条を第13条とする。

第18条中「劇薬等」の次に「をいう。」を加え、同条を第14条とする。

第19条第2項中「、移設又は」を「、移設し、又は」に改め、同条を第15条

とする。

第20条第1項中「第7条第3項の規定による通知を受けた」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「第7条第3項の規定による通知を受けた者の」を削り、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(譲与)

第17条 市長は、浄化槽を設置した年度の翌年度から起算して市長が別に定める期間が経過したときは、使用者等に当該浄化槽を譲与することができる。

第21条を第18条とする。

第22条第1項第1号中「第9条」を「第5条」に改め、同項第2号中「第15条」を「第11条」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「第17条」を「第13条」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「第19条」を「第15条」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「第7条の規定による分担金及び第10条」を「第6条」に改め、同条を第19条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第11条」を「第7条」に改め、同表を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の玉名市浄化槽施設条例第5条第1項の規定による申請に基づき設置された浄化槽に係る分担金の徴収、督促その他の行為については、なお従前の例による。

提案理由 浄化槽設置整備事業の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第110号

指定管理者の指定について

玉名市天水老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
玉名市天水老人憩の家
- 2 指定管理者となる団体  
熊本市北区四方寄町562番地1  
株式会社あんしんC o . , L t d .  
代表取締役 與田 正昭
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 玉名市天水老人憩の家条例（平成17年条例第90号）第11条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第111号

指定管理者の指定について

玉名市新玉名駅自動車駐車場の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
玉名市新玉名駅自動車駐車場
- 2 指定管理者となる団体  
神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社  
代表取締役 小針 宏之
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 玉名市新玉名駅自動車駐車場条例（平成30年条例第31号）第17条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第112号

指定管理者の指定について

玉名市蛇ヶ谷公園の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
玉名市蛇ヶ谷公園
- 2 指定管理者となる団体  
玉名市岩崎88番地1  
公益社団法人玉名市シルバー人材センター  
代表理事 村上 隆之
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 玉名市都市公園条例（平成17年条例第148号）第14条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。



議第113号

指定管理者の指定について

玉名市武道館の指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
玉名市武道館
- 2 指定管理者となる団体  
東京都北区王子三丁目19番7号  
株式会社サンアメニティ  
代表取締役 吉澤 幸夫
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

提案理由 玉名市社会体育施設条例（平成27年条例第43号）第15条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第114号

普通財産の無償譲渡について

本市は、普通財産を次のとおり無償譲渡するものとする。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 建物の所在地

玉名市北牟田字大堀595番地30

玉名市北牟田字大堀595番地31

2 建物の表示

(1) ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	2,016.00㎡
(2) ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	1,440.00㎡
(3) 管理棟	木造セメント瓦葺平家建て	44.00㎡

3 譲渡期日 令和5年12月26日

4 相手方



提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第115号

普通財産の無償譲渡について

本市は、普通財産を次のとおり無償譲渡するものとする。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 建物の所在地

玉名市伊倉南方字塘添754番地

2 建物の表示

(1) ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	1,843.20㎡
(2) ガラス温室	軽量鉄骨造平家建て	1,651.20㎡
(3) 管理棟	木造瓦葺平家建て	44.00㎡
(4) ポンプ室	ブロック造スレート葺平家建て	3.80㎡

3 譲渡期日 令和5年12月26日

4 相手方 玉名市伊倉北方1362番地  
農事組合法人伊倉温室水耕組合  
代表理事 吉川 睦雄

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第116号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- |   |             |  |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名       | 岱明中学校武道場建設工事                             |
| 2 | 契 約 金 額     | 182,479,000円                             |
| 3 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札                                   |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町三崎538番地<br>株式会社中尾工業<br>代表取締役 中尾 泰治 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第117号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

よしなが くにひろ  
吉永 訓啓

2 略 歴

学 歴

昭和50年 3月

経 歴

昭和50年 4月

昭和56年 8月

昭和56年 9月

昭和57年 3月

昭和57年 4月

平成26年 4月

平成27年 4月

平成29年 3月

平成29年 4月

令和 4年 3月

提案理由 人権擁護委員村田二昭氏が、令和6年3月31日に任期満了のため。




報告第13号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年11月28日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第11号（令和5年11月1日専決）
- 2 損害賠償の相手方   

- 3 損害賠償額 238,075円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和5年9月4日午前11時10分頃、市道小田梅林線（玉名市下2694番付近）において、市職員が運転する公用車が、氏が運転する軽自動車と接触し、右前ドア等を破損させたものである。

